

一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月26日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町条例第19号

一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一宮町一般職員の給与に関する条例（昭和28年一宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成7年」の次に「一宮町」を加え、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第23条の5の見出し中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条又は他の法律」を「第26条の7」に、「新型インフルエンザ等対策のための措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同条第2項及び第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。